

1 東近江市結婚サポート連絡会とは

東近江市では、定住移住に係る施策として、東近江市に在住する方及び東近江市に住むことを希望する独身の方の結婚を支援することを目的に、各まちづくり協議会等から推薦を受けた結婚支援担当者（以下、「サポーター」という。）を中心に、東近江市結婚サポート連絡会（以下、「当会」という。）を運営しています。事務局は、東近江市企画課に置き、市民に身近に利用していただける窓口を開設しています。

2 会員登録ができる方

- (1) 東近江市に在住又は結婚後に東近江市に定住する意思のある方
- (2) 結婚を希望し自ら行動しようとする 20 歳以上の独身の方
- (3) 当会からの連絡にメールやSNSで応対できる方
- (4) 「10 禁止事項 (1)」の項目に該当しない方

3 会員登録の方法

- (1) 登録は無料です。
- (2) 東近江市ホームページ又は企画課の窓口で、以下の①②③④を取得し、登録する本人が①～⑤の書類と、本人確認ができるもの（免許証など顔写真入り証明書）を持参し、直接事務局（企画課窓口）に提出してください。

①「結婚希望者情報登録申込書」

②「登録シート」

③「会員登録誓約書」

④「お相手についての希望調書」

東近江市ホームページでダウンロードするか
企画課窓口に取りに来てください。

⑤写真1枚（登録シート貼付用と申込書添付用を兼ねていますので貼り付けずに持参してください。）

◆結婚希望者本人のみが写っているもの

◆上半身で顔がはっきり分かるよう写っていること。

◆3箇月以内に撮影されたもの

◆裏面に氏名を記載してください。

◆サイズは縦型L版程度（127mm×89mm）を取得してください。（JPEG等データ可）

◆プロフィール写真としてふさわしくない写真（本人が小さすぎる。他の人が写りこんでいる。暗すぎる。個人情報が含まれている等）及び当会が不適切と判断した写真は差し替えをお願いすることがあります。



127 mm×89 mm



4 登録期間

- (1) 登録期間は、有効期限に合わせた期間となります。

登録日	有効期限
令和7年4月1日～令和9年3月31日	令和9年3月31日

- (2) 登録期間が終了した場合は、自動的に退会となります。

引き続き登録を希望する場合は、更新手続（3回まで可能）を行っていただきます。
休会手続を行った場合でも、登録期間は延長されません。

5 登録内容の変更

登録した項目に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届出をしてください。

6 登録シート閲覧から対面（以下、マッチングという。）まで

- (1) 御自身の登録が完了したのち、異性の登録シートの閲覧ができます。

- (2) 閲覧を希望する場合は、事務局（平日：午前9時から午後4時まで）又は休日相談会場（月1回：午前9時半から午前11時半まで）で閲覧していただけます。

- (3) 閲覧時の写真撮影は禁止します。

- (4) 会ってみたいお相手が見つければ、マッチングをお申込みください。

（1回につき3名までお申込みが可能です。）

その後、事務局からお相手に連絡し、申込者の登録シートの閲覧に来ていただくよう連絡します。（マッチングまでにサポーターを決定します。）

- (5) お申込みを受けた方は、速やかに登録シートの閲覧に来ていただき、承諾（お出会い）するか、お断りするか事務局に返事をしてください。

- (6) お申込みをお相手が承諾された場合、事務局から申込者とお相手のお二人にマッチング成立の連絡を行います。この時点で、お互いの氏名をお伝えします。

同時に、それぞれのサポーターにもマッチング成立を連絡します。サポーターから日程調整の連絡をしますので、必ず対応をしてください。

◆お相手が承諾されなかった場合は、事務局から申込者にお断りの連絡をします。

- (7) マッチングは、それぞれのサポーター立会いのもと行います。サポーターのお茶代等の費用は、それぞれの登録者が負担してください。

- (8) マッチング終了後、同日中に御自身の感想や今後の意思などをサポーターにお伝えください。

7 交際成立から成婚まで

- (1) お相手とお出合いを重ねて、正式なお付き合い（交際）に発展されたら、サポーター又は事務局に連絡してください。

◆この時点で、閲覧シートを非公開にします。

- (2) 交際開始後は、倫理を守り、双方の自己責任において交際してください。また、サポーターから交際状況など定期的に連絡しますので、必ず御対応ください。

◆交際中のお悩みなど担当サポーターに相談していただけます。

- (3) 交際を継続し、結婚することが決まった場合は、サポーターに御連絡ください。サポーターから事務局への報告をもって成婚退会の手続きをとらせていただきます。

8 休会・退会・更新手続

(1) 休会の場合

担当サポーター及び事務局へ休会の理由等を連絡し、手続を行ってください。

なお、休会した場合でも、登録期間の延長はされません。

【理由の例】 諸事情により、積極的な活動ができなくなった等

(2) 退会の場合

担当サポーター及び事務局へ退会の理由等を連絡し、手続を行ってください。

また、下記「10. 禁止事項 (1)」に該当する場合は、本人の了承を得ることなく登録を抹消させていただく場合があります。

(3) 更新手続（最大3回まで）

事務局から更新に必要な手続などを案内しますので、案内に沿って手続をしてください。また、更新手続期間中に新規登録された場合、希望により更新手続と兼ねることができます。

9 個人情報の取扱い

- (1) 申込書の記載事項等について、当会の支援事業の目的以外に使用することはありません。
- (2) サポーターは、相談者に最適なマッチングを提供するために、登録者の情報を共有します。
- (3) 当会で知り得た全ての個人情報や、紹介を受けた相手の情報は、秘密を厳守し、第三者には絶対漏らさないことを誓約していただきます。
- (4) 申込書類一式は、事務局で保管します。

10 禁止事項

- (1) 次の各号に掲げる行為、その他の法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為又は他の登録者に迷惑が掛かる行為は禁止します。
 - ①偽りその他の不正な手段で登録をし、又は登録しようとする事。

- ②結婚している、又は交際中の異性が存在しているにも関わらず、登録をし、登録をしようとする事。
- ③暴力団員等（滋賀県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）であるものが登録をすること。
- ④ナンパ目的、結婚詐欺目的、営業目的、勧誘目的その他結婚相手を探す以外の目的で登録をすること。
- ⑤登録シート等に虚偽の記載をすることや会員登録の内容に変更が生じているにもかかわらず、変更手続を行わないまま閲覧等を行うこと。
- ⑥当会を通じて知りえたお相手の方に対し、待ち伏せ、見張り、面会、交際その他の義務のないことを行うことの強要、著しく粗野又は乱暴な言動その他つきまとい（ストーカー行為等の規制に関する法律第2条1項に規定する「つきまとい等」いう。）の行為を行うこと。
- ⑦当会で知り得た個人情報をも本人の了解無く、開示・漏えい又は利用すること。
- ⑧マッチングの決定後、正当な理由もなく、キャンセルすることや無断欠席すること。
注：正当な理由とは次の場合をいう。
自己の責任によらない日程の不調整…葬祭・家族（本人）の入院など
- ⑨当会又は、サポーターの信用、品位を傷つけること。
- ⑩当会の業務に関し、他の登録者、当会の職員、サポーター等の関係者に暴力を加える又は脅迫若しくは威迫すること。
- ⑪当会の業務に関し、不当な要求を執拗に行うことで、当会の業務に支障を生じさせること。
- ⑫登録時に署名した誓約書の記載内容に違反すること。

【会員登録時に署名していただく誓約書の内容】

- 1 東近江市結婚サポート連絡会の趣旨に賛同し、現在、独身で結婚後に東近江市に定住する意思があります。
- 2 婚姻は、当事者間の合意で成立するものであることを承知しています。
- 3 登録する個人情報については、虚偽なく記載しています。また、登録内容に変更があった場合は、速やかに事務局に連絡します。
- 4 登録する個人情報については、東近江市結婚サポート連絡会が婚活マッチングに係る意向確認及び日程調整、婚活イベント等の情報提供などに使用することを承諾します。
- 5 マッチング等で知り得た個人情報等の一切の秘密は、第三者に漏洩、開示しません。
- 6 積極的に活動するとともに、東近江市及びサポーター等の関係者に対し、連絡は必ず取れるようにするなど、常に誠実な対応を心掛けます。
- 7 交際を強要する行為、ストーカー行為及び詐欺行為など法令を犯す行為は一切しません。
- 8 暴力団をはじめとする反社会的勢力には属していません。
- 9 マッチング後に当事者間で発生したトラブル等について、東近江市及び東近江市結婚サポート連絡会等の関係者に対し、その責任を一切求めません。
- 10 上記のことに違反した場合、退会（除名）等の措置に従います。
- 11 登録や相談に関しては無料ですが、マッチング時のサポーターのお茶代や、イベントの参加費などの費用については、登録者負担があることを承知しています。
- 12 登録には有効期限があり、更新しない場合は自動的に退会となること及びサポーターによる支援が終了することを承知しています。

- (2) サポーター又は他の利用者等から、(1) 各号に定める禁止行為の情報提供があった場合には、当会は必要に応じてその行為の該当者に同意を得ることなく、該当者とその行為に関わる情報を警察等の関係機関に照会することがあります。
- (3) (1) の各号に定める禁止行為が判明し、その態様が悪質である場合又は結果が重大である場合には、当会は法律に基づき厳正に対処します。

11 当会が行う登録の抹消措置と休会措置等

(1) 登録の抹消等

次の項目に該当する場合は、会員その他当会の全事業の登録を抹消し、今後マッチングその他当会の実施する全ての事業への参加をお断りします。

- ①暴力団員等（滋賀県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等をいう）である場合
- ②上記「10. 禁止事項(1)」各号に定める禁止行為を行い、指導をしても改善しなかった場合、その態様が悪質である場合、又はその結果が重大である場合
- ③当会の実施する企画や運営に同意をしていただけない場合
- ④当会からの重要な連絡に対し、一切応じない場合

(2) 休会等

次の項目に該当する場合は、会員の同意を得ることなく1箇月又は2箇月の休会措置をとることがあります。

- ①当会からの連絡に全く応じない場合
- ②正当な理由なく、マッチング決定後にキャンセルした場合
- ③その他上記に類する場合



登録から対面までの流れ

